

附属三校への寄附のご協力をお願い

平素より和歌山大学教育学部附属学校の教育活動にご支援ご協力頂きありがとうございます。

附属学校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、児童・生徒に教育活動を行うとともに、教員養成系大学の附属学校として、大学と一体となって、(1)大学と協力し教育の理解と実践に関する研究並びにその実証を行う、(2)教育学部生に対する質の高い教育実習指導を行う、(3)地域との連携を密にし、地域教育の拠点校となる等の使命をもっています。

これらの使命の達成のためには、児童・生徒の教育環境の充実が不可欠であり、財政基盤の強化・充実が不可欠となっています。

本校では、これまでも、育友会、教育後援会、同窓会などの皆様からの温かく力強いご支援を賜り、教育環境の整備・充実を図って参りました。

しかしながら、附属学校を取り巻く財政的状況は年々厳しさを増しており、児童・生徒の教育環境を整備・充実するためには、大学からの予算だけでなく、自主的・持続的な資金の確保による財政基盤の強化が必要となっています。

そこで、このたび、和歌山大学基金の特定目的支援基金の中に「教育学部附属三校の活動支援」を設立し、附属学校への支援をより広くお願いすることにいたしました。

つきましては、本基金設立の趣旨にご理解とご賛同をいただき、特段のご支援を賜りますよう、謹んでお願い申し上げます。

附属小・中学校校長 南 正樹
附属特別支援学校校長 米田 良博



国立大学法人
和歌山大学

和歌山大学基金に関するお問い合わせ先

本学担当者までお気軽にご相談ください

■和歌山大学基金室

〒640-8510 和歌山市栄谷930
TEL.073-457-7089 FAX.073-457-7000
E-mail:kikin@ml.wakayama-u.ac.jp
<https://www.wakayama-u.ac.jp/fund/>

附属学校に関するお問い合わせ先

■附属小学校
〒640-8137 和歌山県和歌山市吹上 1-4-1
TEL.073-422-6105 FAX.073-436-6470
■附属中学校
〒640-8137 和歌山県和歌山市吹上 1-4-1
TEL.073-422-3093 FAX.073-428-1681
■附属特別支援学校
〒641-0031 和歌山県和歌山市西小二里 2-5-18
TEL.073-444-1080 FAX.073-447-2597



和歌山大学基金

寄附のお願い

教育学部附属小学校
教育学部附属中学校
教育学部附属特別支援学校



基金による
事業計画

和歌山大学基金

特定目的支援基金(使途特定あり)

教育学部附属三校の活動支援

- ▶ 学校施設整備
 - ▶ 学習環境の充実
 - ▶ 文化・スポーツの振興
 - ・ 体育館への空調機器設置
 - ・ 宿泊棟の維持管理
 - ・ 遊具の整備
- 等



ご寄附のしかた // 趣旨をご理解いただき、より多くの方々にご寄附をお願いします。

書面でのお申込み

取扱金融機関

別紙「振込用紙」に必要事項をご記入のうえ、寄附目的を

「特定目的支援」(教育学部附属三校の活動支援) とし、

各種金融機関窓口よりお振込みをお願いします。

※本支店間は、振込手数料は不要です。

三井住友銀行和歌山支店	普通	7022033
三菱UFJ銀行和歌山支店	普通	0006436
紀陽銀行紀の川支店	普通	784917
ゆうちょ銀行・郵便局	口座記号番号	00990-1-284256

クレジットカード決済

下記 URL または QR コードへアクセスいただき、「特定目的支援基金お申込みフォーム」より、

寄附使途「教育学部附属三校の活動支援」をご選択のうえ、お手続きください。

<https://www.wakayama-u.ac.jp/fund/application/credit.html>

和歌山大学基金

検索



税制上の優遇措置について

個人からのご寄附

寄附金から2千円を差し引いた額(総所得金額の40%を上限)が、所得控除対象となります。

和歌山市にお住まいの方は、個人住民税がその年の寄附金額(総所得金額当30%を上限)のうち、2千円を超える部分×控除率(県民税4%+市民税6%)が翌年の市県民税から控除されます。

法人からのご寄附

和歌山大学へのご寄附金は全額損金算入可能です。

遺贈寄附・生前寄附について

遺贈寄附・生前寄附をお考えの方には、ご遺志・ご希望に沿って活用できるよう、思いに寄り添いお話を伺います。いくつかの税制上の優遇措置もございます。本学担当者まで、お気軽にご相談ください。

基金について 和歌山大学基金は、反社会的勢力と認められる個人・法人、団体または本学が教育研究上、支障があると認める個人・法人、団体などからの寄附については受け入れを認めず、ご寄附いただく方には反社会的勢力の構成員ではなくかつ協力していないことに同意いただきます。また、そのようなことを本学として把握した場合には、入金済の寄附金は返還いたします。本学にて受け入れた寄附金は上記の理由を除き、返還いたしません。